

松江市告示第 43 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により松江市森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、松江市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、松江市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、松江市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和5年2月6日

松江市長 上 定 昭 仁

1 縦覧場所

松江市末次町86番地

松江市役所産業経済部農林基盤整備課

2 縦覧期間

自 令和5年2月6日から

至 令和5年3月7日まで